



熊本県公報

第11972号
平成22年12月28日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4
- 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画…………… (水産振興課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 6
- 蒸し製玉露茶製茶機械60Kライン一式の貸借に係る一般競争入札の参加資格等…………… (農林水産政策課) 6

公 告

- 土地改良区役員の就任の公告…………… (農村計画・技術管理課) 7
- 蒸し製玉緑茶製茶機械60Kライン一式の貸借に係る一般競争入札の実施…………… (農林水産政策課) 7

登 載 依 頼

- 直接請求の連署基準数…………… (選挙管理委員会) 10
- 直接請求の連署基準数…………… (//) 11
- 海区漁業調整委員会委員の直接請求に係る連署基準数…………… (//) 11
- 平成22年7月11日執行参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表…………… (//) 11
- 有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託の総合評価一般競争入札参加資格等の告示…………… (企業局総務経営課) 18
- 有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託の総合評価一般競争入札公告…………… (//) 19

正 誤

- 平成22年12月17日熊本県公告第699号(換地計画の決定)中…………… (農村整備課) 23

告 示

熊本県告示第1156号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成22年12月28日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成22年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町坂本 4691番地先から 同所 4161番20地先まで	前	5.5 ～ 10.0	52.0	道路法 第24 条工事 (仮設 道路設 置)
			後	5.5 ～ 13.0		

一般県道	縦木河合 場線	八代市泉町柿迫一ツ氏 6460番3地先から 同所 6454番3地先まで	前	10.7 ～ 26.9	68.0	活力基 盤防災 (法面 保護)
			後	12.6 ～ 32.5		

2 区域を変更する期日 平成22年12月28日

熊本県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月28日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町葉木字葉木 95番1地先から 同所 95番1地先まで	223.0	地基創 改（改 築に伴 う拡幅）
一般県道	部田見木葉 線	玉名郡玉東町大字上白木字重役 58番1地先から 同所 65番2地先まで	100.0	単道改 （改築 に伴う 拡幅）
		玉名郡玉東町大字上白木字重役 69番1地先から 同町大字上白木字谷 161番4地先まで	354.0	
一般県道	郡築横手線	八代市郡築十一番町 86番1地先から 同所 76番1地先まで	158.4	地基創 改（改 築に伴 う拡幅）
		八代市郡築十一番町 66番2地先から 同所 66番2地先まで	65.9	

2 供用を開始する期日 平成22年12月28日

熊本県告示第1158号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字告字鶴前718番9
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鶴前718番9（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1159号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字大岩字鍋ノ口4610番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1160号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字津留字賀良仁田1658番、字上津留山1657番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1161号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町皆越字柿原1125番2、1126番1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1162号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町仁田尾字奥小原49番12
- 2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1163号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成22年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村大字河原字南山4237番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1164号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成22年熊本県告示第651号）を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成23年1月1日から施行する。
 平成22年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 - (1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。
 また、水産業は、県内の沿海地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していく上でも重要な役割を果たしている。
 今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。
 - (2) 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。
 しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。
 今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。
 - (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。
 今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第3条の基本計画をいう。）により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。
 - (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。
 - (5) また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。
 このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

- また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切なる保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条の協定制度をいう。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項
- 第一種特定海洋生物資源の平成22年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
- 【まあじ】
平成22年1月から同年12月まで 若干
- 【まいわし】
平成22年1月から同年12月まで 若干
- 【まさば及びごまさば】
平成22年7月から平成23年6月まで 若干
- 第一種特定海洋生物資源の平成23年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
- 【まあじ】
平成23年1月から同年12月まで 若干
- 【まいわし】
平成23年1月から同年12月まで 若干
- 【まさば及びごまさば】
平成23年7月から平成24年6月まで
- ※上記さば類の管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。
- 3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
- 【まあじ、まいわし、まさば及びごまさば】
中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度（法第13条の協定制度をいう。）の普及及び定着を図ることとする。
- また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程となるよう努めるものとする。
- 4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊本県告示第1165号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成22年12月28日

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市杵宇土町字ホタキ平2694番、字横尾尻2700番3、字横尾2701番、字横尾頭2704番2、2706番1、字木取道2707番2、字ホタキ頭2711番、字ホタキ2712番2から2712番4まで、2716番、字ヲシン迫2729番1、字本迫2891番1、2891番2、2891番7、2891番8、字登尾2906番1、字堀切2908番3、字ホキ山3031番1、字下屋敷3070番1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ホタキ2716番、字横尾2701番（次の図に示す部分に限る。）、字ホタキ頭2711番・字ホタキ2712番2から2712番4まで（以上4筆筆界未定地）について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1166号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字平谷1477番1、1477番3から1477番5まで、1477番7、1483番1、1483番5、1484番2、1490番1、1490番4、1490番6、1491番1、1491番3、1493番1、1493番11、1494番1、1494番3

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1167号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成22年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項
蒸し製玉緑茶製茶機械60Kライン一式の賃借

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（郵便書留に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成23年1月11日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成24年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

3の(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成24年1月4日から平成24年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

公 告

熊本県公告第717号

菊池市に事務所を置く菊池台地用土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	荒木 義行	合志市幾久富1909-8717
理事	西島 喜義	熊本市今町475番地2

熊本県公告第718号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
蒸し製玉緑茶製茶機械60Kライン一式
- (2) 借入物品の規格、品質等
蒸し製玉緑茶製茶機械60Kライン仕様書による。
- (3) 借入期間
平成23年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 借入場所
熊本県上益城郡御船町滝尾5450
熊本県農業研究センター茶業研究所
- (5) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの賃借代金とする。見積りに当たっては96月賃借料率で計算すること。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (6) 最低制限価格の設定
本競争入札には、最低制限価格は設けていない。
- (7) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、書面による入札（以下「紙入札」という。）による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加者確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札となる。

2 入札参加者の資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（その他のリースレンタル：製茶機械装置）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成23年1月11日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は

- 郵送により提出すること。
 なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 納入しようとする製茶機械について、仕様書に定める「機能等証明書」の承認を受けた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 入札及び開札時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
 本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(5)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
 ア 電子入札システムによる入札参加の場合
 申請書等を電子入札システムにより提出すること。
 なお、確認資料の容量が1メガバイトを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
 イ 紙入札による入札参加の場合
 申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送（郵便書留に限る。）すること。
 なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間
 公告の日から平成23年2月1日（火）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (3) 確認結果の通知
 確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
 (1) 契約条項を示す場所
 熊本県農林水産部農林水産政策課総務班（県庁行政棟本館8階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2362
 ファックス番号 096-383-3270
- (2) 入札仕様書等
 ア 閲覧（交付）の期間
 公告の日から平成23年2月7日（月）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 イ 閲覧（交付）の場所
 電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて示し、又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
 ア 電子入札システムによる入札
 3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成23年2月7日（月）午後5時までに入札すること。
 イ 紙入札方式による入札
 (ア) 日時 平成23年2月8日（火） 午前10時
 (イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県農林水産部農林水産政策課総務班（県庁行政棟本館8階）
- (4) 開札の日時及び場所
 4の(3)のイに同じ
- (5) 再度の入札
 開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
 再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出したのものについては、再入札の通知を受けた日時から、平成23年2月8日（火）午前11時30分までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
 (1) 入札方法
 ア 電子入札システムによる入札の場合

4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。

ただし、入札参加側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式によるものとする。

イ 紙入札方式による入札の場合
別に定める別紙様式2の「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人として入札するときは、別に定める別紙様式3の「委任状」を入札書と同時に提出すること。

なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成23年2月7日(月)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(郵便書留に限る。)すること。

(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。

(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。

(2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(3) 入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとする。

(4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札

ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札

ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札

コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

カ シ 明らかに連合によると認められる入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) その他
入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札契約心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

(1) 契約書作成の要否

要
(2) 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。

(3) 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から7日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債権、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手、銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証書でも可）を、契約保証金納入書（別紙様式4）を添えて納付しなければならない。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書（別紙様式5）を県に提出したときに還付する。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種別及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないおそれがないと認められるときに限る。）。なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、以下により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

(ア) 提出書類 契約保証金免除申請書（別紙様式6）

(イ) 添付書類 アの場合にあっては履行保証保険証券
イの場合にあっては履行証明願（別紙様式7）

(ウ) 提出期限 落札決定の日から7日以内

(エ) 提出場所 4の(1)に記載する場所

8 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。

(3) 本一般競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

(1) Nature and Quantity of Service

Required:

Lease of one "Steamed tamar-yokucha" green tea manufacture machine 60K assembly line

(2) Deadline for the submission of

bidding by registered mail:

17:00, February 7th, 2011

(3) Bid opening:

10:00, February 8th, 2011

(4) Name and address of the department in charge:

Agriculture, Forestry, and Fisheries Policy Division,
Department of Agriculture, Forestry and Fisheries,
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji Kumamoto City
Kumamoto, Japan
Zip: 862-8570
Tel. 096-333-2362

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成22年12月28日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

その総数の50分の1 29, 807
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 315, 055

熊本県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成22年12月28日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

選挙区名	
熊本市選挙区	155, 564
八代市・八代郡選挙区	40, 437
人吉市選挙区	9, 770
荒尾市選挙区	15, 486
水俣市選挙区	7, 661
玉名市選挙区	19, 175
天草市・天草郡選挙区	27, 907
山鹿市選挙区	15, 757
菊池市選挙区	14, 069
宇土市選挙区	10, 268
上天草市選挙区	8, 881
宇城市選挙区	17, 229
阿蘇市選挙区	8, 022
合志市選挙区	14, 445
下益城郡選挙区	11, 235
玉名郡選挙区	12, 602
鹿本郡選挙区	8, 341
菊池郡選挙区	17, 692
阿蘇郡選挙区	11, 319
上益城郡選挙区	24, 814
葦北郡選挙区	7, 180
球磨郡選挙区	16, 700

熊本県選挙管理委員会告示第73号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成22年12月28日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

熊本県有明海区	2, 490
天草不知火海区	2, 488

熊本県選挙管理委員会告示第74号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づき、平成22年7月11日執行の第22回参議院熊本県選出議員通常選挙の公職の候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。
平成22年12月28日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院熊本県選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,114,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	安達安人	所属党派	日本共産党	期 間	5月28日から	第1回分
出納責任者	井芹栄次		7月16日まで			

収入	2,980,000円		支出	2,946,245円	
主たる寄附			人件費	590,000	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	335,000	
日本共産党熊本県委員会	政党	35,000	選挙事務所費	335,000	
日本共産党熊本県委員会	政党	2,465,000	集会会場費	0	
重松淳平	団体役員	130,000	通信費	350	
笹原和典	病院職員	10,000	交通費	19,200	
山田順子	無職	25,000	印刷費	1,574,944	
森重伸	団体役員	15,000	広告費	236,000	
日本共産党熊本県委員会	政党	150,000	文具費	0	
日本共産党南部地区委員会	政党	150,000	食糧費	54,407	
その他の寄附		0	休泊費	39,540	
その他の収入		0	雑費	96,804	
今回計	2,980,000		今回計	2,946,245	
前回計	0		前回計	0	
総計	2,980,000		総計	2,946,245	

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回目
----------	------------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院熊本県選出議員通常選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 43,114,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	本田 顕子	所属党派	みんなの党	期 間	5月31日から	第1回分
出納責任者	塚野恵一		7月22日まで			

収入	6,830,000円		支出	6,710,103円	
主たる寄附			人件費	1,630,000	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	911,374	
みんなの党	政党	3,000,000	選挙事務所費	911,374	
日本薬剤師連盟	政治団体	300,000	集会会場費	0	
星薬科大学同窓会		30,000	通信費	542,115	
みんなの党	政党	1,500,000	交通費	9,100	
			印刷費	2,054,200	
			広告費	918,750	
			文具費	193,322	
			食糧費	298,334	
その他の寄附		0	休泊費	0	
その他の収入		2,000,000	雑費	152,908	
今回計	6,830,000		今回計	6,710,103	
前回計	0		前回計	0	
総計	6,830,000		総計	6,710,103	

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回目
----------	------------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院熊本県選出議員通常選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 43,114,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	本田 颯子	所属党派	みんなの党	期 間	8月9日から 8月9日まで	第2回分
出納責任者	塚野恵一					
収入	6,830,000円			支出	6,771,946円	
主たる寄附				人 件 費	0	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家 屋 費	0	
				選挙事務所費	0	
				集合会場費	0	
				通 信 費	61,843	
				交 通 費	0	
				印 刷 費	0	
				広 告 費	0	
				文 具 費	0	
				食 糧 費	0	
その他の寄附				休 泊 費	0	
その他の収入				雑 費	0	
今 回 計	0			今 回 計	61,843	
前 回 計	6,830,000			前 回 計	6,710,103	
総 計	6,830,000			総 計	6,771,946	

報告書受理年月日	平成22年8月9日	第2回目
----------	-----------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院熊本県選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,114,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	本田 浩一	所属党派	民主党	期 間	6月18日から 7月10日まで	第1回分
出納責任者	藤原芳文					
収入	10,410,563円			支出	10,410,563円	
主たる寄附				人 件 費	4,625,000	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家 屋 費	378,490	
民主党	政党	5,000,000		選挙事務所費	368,490	
熊本県歯科医師会政治連盟	政治団体	200,000		集合会場費	10,000	
日本公認会計士政治連盟	政治団体	20,000		通 信 費	186,796	
日本医師連盟	政治団体	1,000,000		交 通 費	166,989	
本田浩一後援会	政治団体	1,000,000		印 刷 費	2,629,780	
民主党熊本県参議院選挙区第1総支部	政治団体	1,000,000		広 告 費	755,625	
本田浩一後援会	政治団体	270,000		文 具 費	111,051	
				食 糧 費	348,205	
その他の寄附		0		休 泊 費	448,325	
その他の収入		1,920,563		雑 費	760,302	
今 回 計	10,410,563			今 回 計	10,410,563	
前 回 計	0			前 回 計	0	
総 計	10,410,563			総 計	10,410,563	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	327,600円
	ビラの作成	902,400円
	ポスターの作成	1,399,780円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	3,345,405円

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回目
----------	------------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院熊本県選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
43,114,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	前田武男	所属党派	日本創新党	期 間	5月27日から	第1回分
出納責任者	前田一代				7月21日まで	

収入	7,591,000円			支出	2,132,111円
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		人 件 費	495,280
栗谷利夫	会社役員	40,000		家 屋 費	0
栗谷たか子	会社員	30,000		選挙事務所費	0
内村右子	会社員	30,000		集合会場費	0
丸峯俊	無職	30,000		通 信 費	53,670
丸峯睦子	無職	30,000		交 通 費	25,750
丸峯俊一郎	会社員	40,000		印 刷 費	1,148,358
五島政俊	無職	20,000		広 告 費	0
野田民江	無職	5,000		文 具 費	185,736
本田清子	無職	5,000		食 糧 費	84,110
福田一男	会社役員	100,000		休 泊 費	65,177
日本創新党	政党	6,000,000		雑 費	74,030
伊豆倉米郎	会社役員	50,000			
白井義実	会社役員	50,000			
森和恵	会社員	10,000			
森安章	会社員	10,000			
寺田冬美	無職	10,000			
近藤秀二	会社員	30,000			
福味和子	無職	10,000			
井崎美美子	無職	10,000			
鈴木中人	会社員	10,000			
浜野尚子	会社員	10,000			
吉村まさあき	無職	30,000			
村上さちお	会社員	10,000			
安田壮平	会社員	10,000			
澁谷暢久	会社員	1,000			
牧山麻美	会社員	40,000			
福迫浩一	会社員	10,000			
大西啓介	会社員	30,000			
井野勝敏	会社員	40,000			
北原英幹	会社員	30,000			

渋谷金隆	会社員	30,000		
坂口和子	無職	10,000		
杉森淳子	無職	20,000		
林則子	トールペイント講師	20,000		
栗谷たか子	会社員	10,000		
内村右子	会社員	10,000		
野田由美子	会社員	40,000		
吉仲和子	会社員	40,000		
高木栞	会社役員	10,000		
大石尚子	会社役員	300,000		
こおろぎ映子	無職	10,000		
福田興次	会社役員	50,000		
上岡力也	会社員	10,000		
榊原ヤスヒデ	会社員	100,000		
平井恭子	会社役員	30,000		
高塚智子	無職	20,000		
河津順子	無職	20,000		
山口ちとせ	箸講師	30,000		
三嶋洋子	無職	10,000		
西山康雄	会社員	10,000		
黒川真	会社役員	30,000		
弘山敬士	会社員	20,000		
五島政俊	無職	10,000		
二川晃一	会社員	20,000		
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		7,591,000	今回計	2,132,111
前回計		0	前回計	0
総計		7,591,000	総計	2,132,111

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回目
----------	------------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院熊本県選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 43,114,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	前田武男	所属党派	日本創新党	期 間	6月24日から	第2回分
出納責任者	前田一代				7月26日まで	

収入	7,591,000円		支出	3,069,397円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	353,560	
			家屋費	0	
			選挙事務所費	0	
			集会会場費	0	
			通信費	70,954	
			交通費	60,162	
			印刷費	0	
			広告費	444,360	
			文具費	0	
			食糧費	0	

その他の寄附	0	休 泊 費	0
その他の収入	0	雑 費	8,250
今 回 計	0	今 回 計	937,286
前 回 計	7,591,000	前 回 計	2,132,111
総 計	7,591,000	総 計	3,069,397

報告書受理年月日	平成22年8月4日	第2回目
----------	-----------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院熊本県選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,114,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	前田武男	所属党派	日本創新党	期 間	8月5日から	第3回分
出納責任者	前田一代		8月18日まで			

収入	7,591,000円		支出	3,208,895円	
主たる寄附			人 件 費	0	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0	
			選挙事務所費	0	
			集会会場費	0	
			通 信 費	34,755	
			交 通 費	104,325	
			印 刷 費	0	
			広 告 費	0	
			文 具 費	0	
			食 糧 費	0	
その他の寄附	0		休 泊 費	0	
その他の収入	0		雑 費	418	
今 回 計	0		今 回 計	139,498	
前 回 計	7,591,000		前 回 計	3,069,397	
総 計	7,591,000		総 計	3,208,895	

報告書受理年月日	平成22年8月23日	第3回目
----------	------------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院熊本県選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,114,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	前田武男	所属党派	日本創新党	期 間	9月2日から	第4回分
出納責任者	前田一代		9月6日まで			

収入	7,591,000円		支出	3,245,663円	
主たる寄附			人 件 費	0	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	30,000	
			選挙事務所費	30,000	
			集会会場費	0	
			通 信 費	0	
			交 通 費	0	
			印 刷 費	0	

		広 告 費	0
		文 具 費	0
		食 糧 費	0
その他の寄附	0	休 泊 費	0
その他の収入	0	雑 費	6,768
今 回 計	0	今 回 計	36,768
前 回 計	7,591,000	前 回 計	3,208,895
総 計	7,591,000	総 計	3,245,663

報告書受理年月日	平成22年9月7日	第4回目
----------	-----------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院熊本県選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 43,114,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松村祥史	所属党派	自由民主党	期 間	4月27日から	第1回分
出納責任者	椎葉鋭一郎		7月25日まで			
収入	36,150,000円			支出	11,156,464円	
主たる寄附				人 件 費	0	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家 屋 費	3,744,560	
自由民主党熊本県参議院選挙区第一支部	政治団体	10,000,000		選挙事務所費	3,643,192	
自由民主党熊本県参議院選挙区第一支部	政治団体	5,000,000		集合会場費	101,368	
自由民主党熊本県参議院選挙区第一支部	政治団体	20,000,000		通 信 費	357,814	
日本弁護士政治連盟	政治団体	50,000		交 通 費	485,300	
西川通子	会社役員	1,000,000		印 刷 費	2,868,600	
古閑直浩	会社役員	100,000		広 告 費	1,929,798	
				文 具 費	531,864	
				食 糧 費	246,380	
その他の寄附	0			休 泊 費	0	
その他の収入	0			雑 費	992,148	
今 回 計	36,150,000			今 回 計	11,156,464	
前 回 計	0			前 回 計	0	
総 計	36,150,000			総 計	11,156,464	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	327,600円
	ビラの作成	902,400円
	ポスターの作成	1,424,124円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	3,369,749円

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回目
----------	------------	------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院熊本県選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,114,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松村祥史	所属党派	自由民主党	期 間	6月24日から	第2回分
出納責任者	榎葉鋭一郎		7月10日まで			
収入	36,150,000円			支出	12,411,464円	
主たる寄附				人件費	1,255,000	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費	0	
				選挙事務所費	0	
				集会会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
その他の寄附				休泊費	0	
その他の収入				雑費	0	
今回計	0			今回計	1,255,000	
前回計	36,150,000			前回計	11,156,464	
総計	36,150,000			総計	12,411,464	

報告書受理年月日	平成22年12月8日	第2回目
----------	------------	------

熊本県企業局告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成22年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 競争入札に付する事項
有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げる
ところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成23年1月21日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成24年3月31日までとする。
 - 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成24年1月4日から平成24年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県企業局公告第5号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成22年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務委託名
有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託
 - (2) 業務委託の内容
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 委託期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
 - (4) 履行場所
有明工業用水道 玉名市石貫744 他
八代工業用水道 八代市郡築一番町138-1 他
 - (5) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。
なお、落札者は、本委託業務に要する費用の総額に当該金額の5パーセントを加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
 - (6) 最低制限価格の設定
本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
 - (7) その他
ア 本競争入札は、紙入札案件である。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
 - ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成23年1月21日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - イ 審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
 - エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (2) 過去10年の間に、工業用水道事業（簡易水道事業は除く。）・水道法第3条第4項に定める水道用水供給事業・下水道法第2条第3号から第5号に定める下水道のいずれかの運転又は保守業務契約の年間を通じた実績がある者であること。
 - (3) 電気主任技術者、陸上特殊無線技師（3級）、玉掛技能者の資格を持つ者がそれぞれ資格毎に2名以上（有明及び八代工業用水道に各1名以上）、また、危険物取扱主任者（乙類）、クレーン運転技能者（床上操作式）の資格を持つ者がそれぞれ資格毎に1名以上（有明工業用水道に各1名以上）配置できる者であること。
この場合において、同一の工業用水道で従事する場合は、同一人物が複数の資格を持ついてもよい。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

- (6) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(6)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により入札説明書に定める「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着（書留郵便に限る。）すること。
- (2) 提出期間
公告の日から平成23年1月26日（水）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (3) 確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所
熊本県企業局総務経営課経営班（県庁行政棟新館8階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2597
ファックス番号 096-384-9114
- (2) 委託業務仕様書等
ア 閲覧（交付）の期間
公告の日から平成23年1月26日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
ア 日時
平成23年2月8日（火）午前10時
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館13階 1301会議室
- (4) 開札の日時及び場所
4の(3)のア及びイに同じ。
- (5) 再度の入札
開札後、予定価格を下回る入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
別に定める別紙様式2の「入札書」により作成し、4の(3)の日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式3の「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成23年2月7日（月）までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
ア 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
イ 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法
開札は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に係らない職員を立会わせてこれを行う。
- (3) 入札の回数
入札の回数は2回までとする。開札後、予定価格の範囲内の価格をもって申し込みをした者がいないときは、再入札を行う。
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法
ア 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者にあつては、イ、ウの方法により評価を行う。
イ 提出書類一覧に掲げる提出書類の内容を審査し、別表「有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託評価基準」の事業計画に関する事項、運転管理業務に関する事項、保守管理業務に関する事項及び業務履行に関する事項の項目について、評価に応じ50点の範囲内で評価点（以下「品質評価点」という。）を与える。

- ウ 入札価格に係る評価点（以下「価格点」という。）として、総合評価競争入札事務処理要領第10条の2に基づき評価する。ただし、小数点以下については小数点第2位を四捨五入する。
- エ 上記イにより算出された品質評価点、上記ウにより算出された価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。点数が最も高い者が2者以上あるときは、品質評価点及び価格点の合計点数並びに品質評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。なお、この場合においてさらに入札価格が同じ場合においては、当該入札者のうち開札に立会われない者を決定するものは、これに代えて当該入札執行事務に關係のない職員に引きかせるものとする。
- (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
キ 2以上の意思表示をした入札
ク 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
ケ 明らかに連合によると認められる入札
コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
委託業務仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- 6 契約の締結
(1) 契約書作成の要否
要
(2) 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
(2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- 8 その他
(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
(2) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 Summary
(1) Name and Content of Consignment
Operation and maintenance of Ariake and Yatsushiro industrial water supplies
Ariake industrial water supply: Tamana City
Yatsushiro industrial water supply: Yatsushiro City
(2) Date and Place to Submit Bid Proposal
10:00 a.m., February 8, 2011

- 1301Conference Room, Prefectural Government Main Building, 13th floor
 (Bid proposals submitted by mail must be received by 5:00 p.m. February 7, 2011.)
- (3) Language and Currency to be used for Bid
 Japanese language and currency only
 - (4) Contact Information
 General Affairs Management Division,
 Public Enterprise Bureau
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Japan
 Phone:096-333-2597

別表 有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託評価基準

大項目	小項目	評価内容	配点	
			大項目	小項目
価格評価	入札金額の評価	総合評価競争入札事務処理要領第10条の2に基づき入札金額の評価を行う。ただし、小数点以下については小数点第2位を四捨五入する。 入札額が予定価格を超える場合は、落札候補者とししない。	50	50
事業計画に関する事項	事業遂行計画	事業遂行のための取組事項や方針、工程計画の妥当性(実施手順)について評価する。	10	2.5
	ユーザー・地域住民への配慮	ユーザーへの配慮、地域住民への配慮について評価する。		2.5
	環境負荷の軽減に対する配慮	環境負荷軽減について評価する。		2.5
	危機管理の対応	責任体制、緊急時の対応、安全への配慮について評価する。		2.5
運転管理業務に関する事項	運転管理計画	運転管理計画の妥当性、当該施設に対する理解度について評価する。	10	5
	水質・水量・水圧管理	水質・水量・水圧管理の方針・対策について評価する。		5
保守管理業務に関する事項	保守管理計画(建築物・機械・電気・計装設備)	保守管理計画の妥当性、当該施設に対する理解度について評価する。 機械・電気・計装設備保守管理の方針・対策について評価する。	10	5
	備品、外構施設の保守管理及び文書管理、植栽維持管理、警備、環境衛生管理業務	備品、外構施設の保守管理、文書管理、植栽維持管理、警備、環境衛生管理の方針・対策について評価する。		5
業務履行に関する事項	企業の実績及び能力	過去10力年の工業用水道事業法第2条第4項に定める工業用水道事業・水道法第3条第2項に定める水道事業(簡易水道は除く。)・水道法第3条第4項に定める水道用水供給事業・下水道法第2条第3号から第5号に定める下水道のいずれかの運転又は保守業務(以下、「同種・類似業務」という。)契約の履行実績の件数について評価する。	20	5
	従事する従業員数	職員体制として、本業務に従事する従業員数(固定して勤務する者で1日8時間勤務に換算した人数)について評価する。		5
	従事する従業員の資格数	電気主任技術者の資格を有する者の配置又は確保される人数を評価する。最低でも有明・八代工業用水道毎に1名以上必要であるので、3人目以降を評価の対象とする。 (本業務に1日8時間以上従事する正規に雇用される者に限る。)		5

	従事する従業員の業務経験	本業務に配置予定従業員のうち、同種・類似業務に過去10力年のうち3年間以上の業務経験を有する者の人数を評価する。		5
合 計			100	100

正 誤

平成22年12月17日熊本県公告第699号（換地計画の決定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	23	柿木平工区	柿ノ木平工区